

長崎労働局長（当局）は、平成 29 年 7 月 13 日（木）全労働省労働組合長崎支部執行委員（全労働長崎支部）と職員の勤務条件等に係る交渉を行った。

交渉の概要は以下のとおりである。

全労働長崎支部

1 賃金・諸手当について

賃金は、労働条件の基本であり、職員の生活と健康を守るためにも賃金抑制の改善を関係機関に対し要望していただきたい。

2 労働行政体制の拡充について

連年にわたる定員削減もあって職員一人当たりの業務負担は大幅に増加しており、行政サービスの低下や、職員の健康、働く意欲にも影響を与えかねないため、定員削減や採用抑制を行わないよう関係機関への働きかけをしていただきたい。

3 労働時間・休暇制度の改善について

勤務時間管理の適正化を図るとともに、超過勤務を縮減するため、業務改善等を行っていただきたい。

4 非常勤職員の労働条件改善について

非常勤職員の賃金の決定に当たっては、職務内容、職務経験等に応じた賃金・謝金の単価の引上げを行い、類似する業務に就いている非常勤職員間の賃金・謝金の格差を統一していただきたい。

当局

1 賃金・諸手当について

賃金は、職員とその家族に多大な影響を及ぼすものであり、改善されるよう関係機関に対し要望してまいりたい。

2 労働行政体制の拡充について

国民へ充実した行政サービスを提供するため、また、職員の健康に影響を与えないよう、業務の簡素・効率化を図るとともに、これ以上の定員削減が行われないよう、関係機関への働きかけを行ってまいりたい。

3 労働時間・休暇制度の改善について

抜本的な業務簡素・効率化をはじめ、超過勤務を縮減するための具体策を講じ、職員の健康の維持・増進及び勤務時間管理の適正化を図ってまいりたい。

4 非常勤職員の労働条件改善について

労働行政に対する国民の期待が高まる中で、非常勤職員には、行政体制を補完する立場で業務処理に当たっていただいているところであり、賃金及び休暇制度の改善等要求の主旨については、十分理解できるので、その実現に向け関係機関に対し要望してまいりたい。